

# ナンバープレート表示の視認性の確保に関する 現状と今後の対応の方向性について

---

国土交通省 自動車局  
平成26年9月

1. ナンバープレートを取り巻く環境	3
2. 現状制度について	14
3. 「ナンバープレートカバー装着の禁止」及び「大型トラックの後部 ナンバープレートの取付位置基準の策定」について	17
4. 最近の調査等の結果	22
5. 今回の検討会の趣旨と検討事項	24

(参考資料)

- ・「ナンバープレートの表示を義務化している法律の規定」
- ・「『豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会』について」

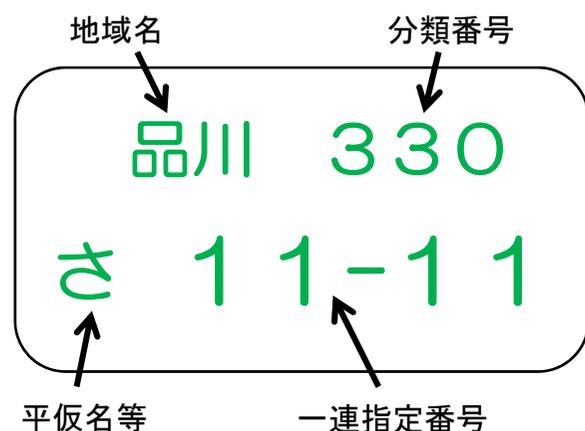
# 1. ナンバープレートを取り巻く環境

# ナンバープレートについて

## ナンバープレートの表示の意義

- 道路運送車両法第4条の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、同法第11条第1項の規定により、登録を受けた自動車には国土交通大臣が通知する番号を記載したナンバープレートを取り付けなければならないとされている。
- また、軽自動車についても、同法第73条第1項の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

### <ナンバープレートの表示内容等>



### <ナンバープレートの種類>



- **地域名**… 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、運輸監理部又は自動車検査登録事務所を表示する文字  
 <例> 品川、練馬、足立
- **分類番号**… 自動車の種別及び用途による分類を表示する3けた以下のアラビア数字  
 <例> 100…貨物自動車、300…普通乗用自動車、500…小型乗用自動車
- **平仮名等**… 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名  
 <例> 自家用: さ、す、せ、…、る、ろ 事業用: あ、い、う、え、か、…、こ、を レンタカー用: れ、わ
- **一連指定番号**… 4 けた以下の任意のアラビア数字

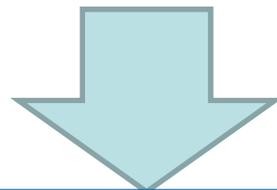
## 自動車のナンバープレートの機能と義務

ナンバープレート(番号標)は、外見上から自動車を特定するための唯一の手段であり、これを表示しなければ自動車を運行の用に供することができない。

### 【ナンバープレートの機能】

- ①当該自動車についての**所有権の公証**(登録自動車(※1))
- ②当該自動車在新規登録時に**保安基準に適合していることの証明**(登録自動車、二輪の小型自動車(※2)、検査対象軽自動車(※3))
- ③行政による当該自動車の**使用実態の把握**

ナンバープレートの表示は**常に視認性が確保されていなければならない**。



これを担保するため、現行の道路運送車両法では、自動車のナンバープレート(番号標)やそのナンバーは、**「見やすいように表示」**することを義務付けし、その義務を違反した場合は、**罰則が適用される**。

※1 白ナンバー・緑ナンバーの4輪自動車で小型特殊自動車以外のもの

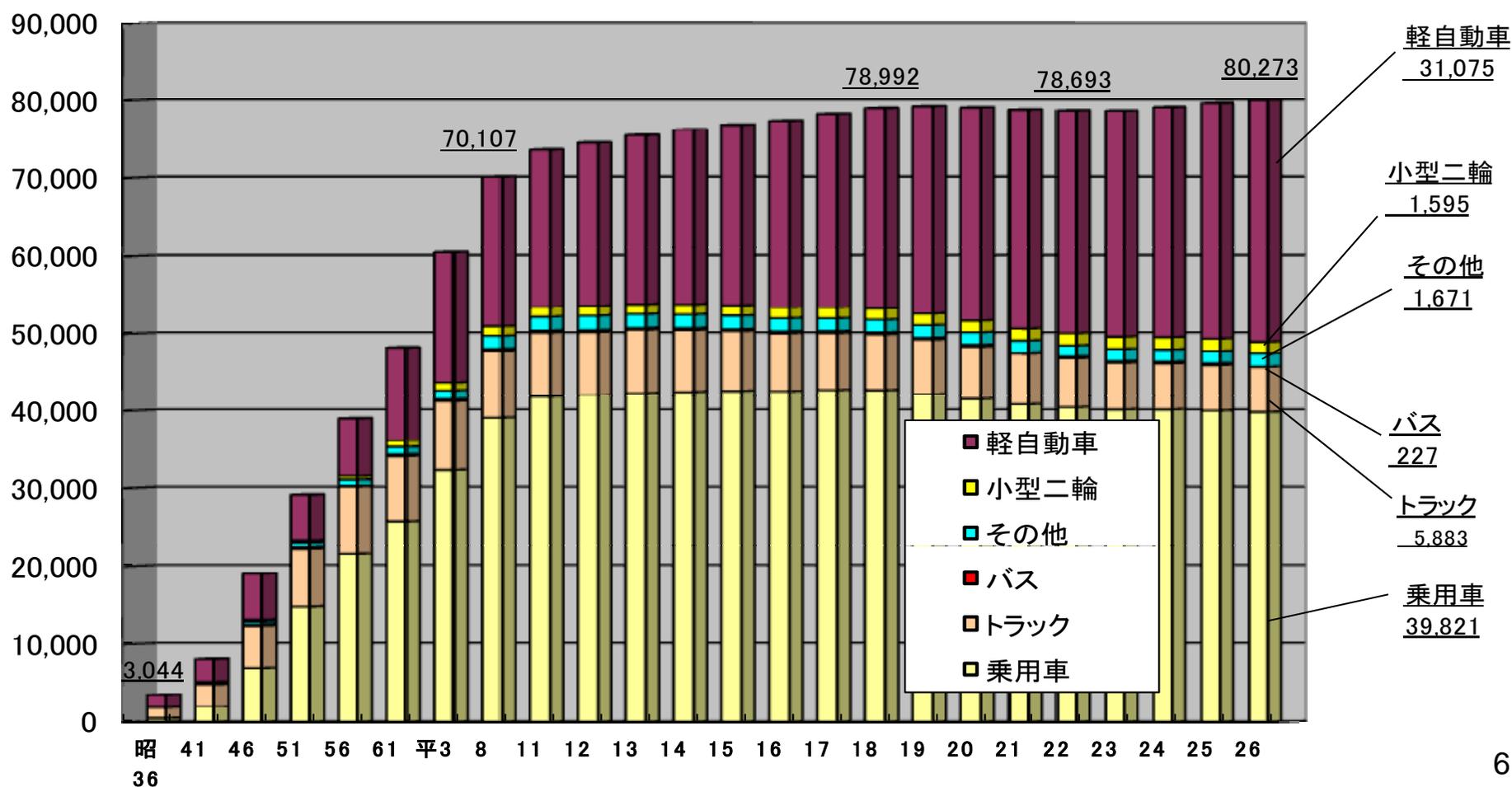
※2 総排気量251cc以上の二輪自動車

※3 4輪及び3輪の軽自動車

# 昨今のナンバープレートを取り巻く環境

昨今、自動車の保有台数は約8千万台とおよそ30年前の台数の倍近くとなっており、さらにわずかながら増加を続けている。これらすべての自動車は、一台一台が異なるナンバーが記載されたナンバープレートを取り付けて道路上を運行しており、ナンバープレートの総数も増え続けている。

単位：千台



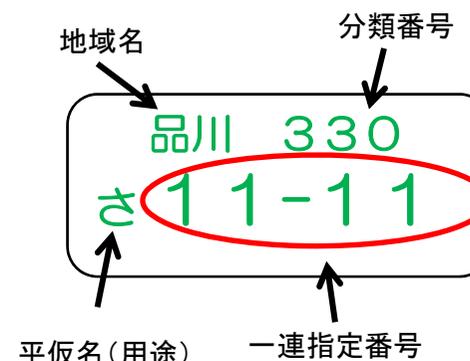
(注) 各年3月末現在。

# 希望番号制度について

- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できることとしている。

（抽選となっている番号の例）

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	2020



## 1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- 登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- 軽自動車（二輪車を除く）の自家用

## 2. 希望番号制度の手続き

- 希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- 所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- 所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

## 3. 希望番号制度による交付手数料

（中板、1組） 3, 860円～4, 400円（東京の場合：4, 100円）

参考：希望番号以外 1, 440円～1, 880円（東京の場合：1, 440円）

## 4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越し等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合

# 希望番号制度について

制度導入後から、希望番号の交付台数及び利用率は増加しており、平成24年度においては新車の登録自動車のおよそ4割近くが希望番号制度を利用している。

○希望番号の交付台数と利用率(登録車)

(万台)



# ご当地ナンバーについて

## 1. ご当地ナンバーの趣旨

自動車のナンバープレートを地域振興や観光振興にも活用していく観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名のナンバープレートを導入したものの。

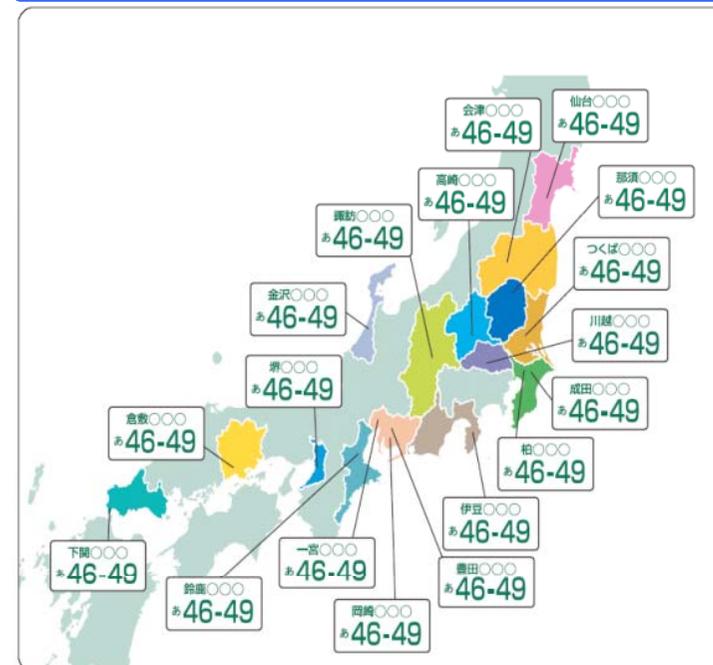
## 2. ご当地ナンバー(第1弾)導入の経過

- 平成16年11月、募集開始。
- 平成17年7月に18地域への導入を決定し、平成18年10月より順次、導入開始。
- 平成19年3月、「富士山」ナンバーの導入を決定し、平成20年11月より導入開始。

### 【これまで導入された19ナンバー】

「仙台」、「会津」、「つくば」、「那須」、「高崎」、「川越」、「成田」、「柏」、「富士山」、「金沢」、「諏訪」、「伊豆」、「岡崎」、「豊田」、「一宮」、「鈴鹿」、「堺」、「倉敷」、「下関」

これまで導入されたご当地ナンバー(19ナンバー)



## 3. ご当地ナンバー(第2弾)に係る状況

### (1) 導入決定地域(10地域)

「盛岡」、「平泉」、「郡山」、「前橋」、「川口」、「越谷」、「世田谷」、「杉並」、「春日井」、「奄美」

### (2) ご当地ナンバー(第2弾)のスケジュール

- 平成25年 6月28日 都道府県からの要望提出期限
- 平成25年 7月26日 有識者による審査会にて検討
- 平成25年 8月 2日 ご当地ナンバー(第2弾)導入地域の決定
- 平成26年11月17日 新しいナンバープレートの交付開始

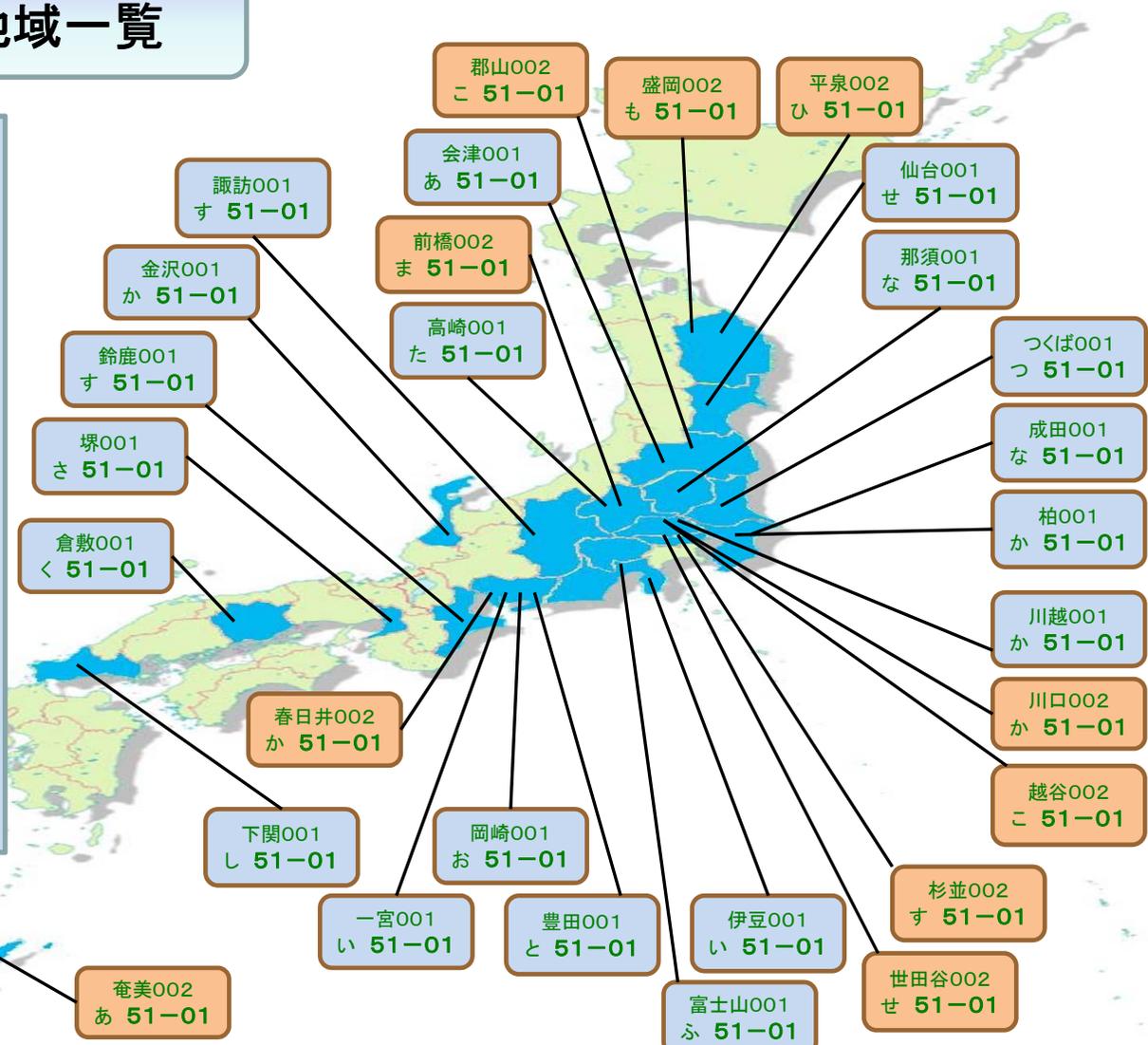
# ご当地ナンバーの導入地域一覧

## 第1弾導入地域名(19ナンバー)

【宮城県】仙台 【福島県】会津  
 【茨城県】つくば 【栃木県】那須  
 【群馬県】高崎 【埼玉県】川越  
 【千葉県】成田、柏 【山梨県・静岡県】富士山  
 【石川県】金沢 【長野県】諏訪  
 【静岡県】伊豆 【愛知県】岡崎、豊田、一宮  
 【三重県】鈴鹿 【大阪府】堺  
 【岡山県】倉敷 【山口県】下関

## 第2弾導入地域名(10ナンバー)

【岩手県】盛岡、平泉 【福島県】郡山  
 【群馬県】前橋 【埼玉県】川口、越谷  
 【東京都】杉並、世田谷  
 【愛知県】春日井 【鹿児島県】奄美



... 第1弾導入地域  
 ... 第2弾導入地域

## 昨今のナンバープレートを取り巻く環境

ナンバープレートに関する制度は、昭和26年に道路運送車両法が制定されてから下記のように変遷をたどっている。

昭和26年...自動車登録番号標制度開始(+封印制度も同時に開始)

昭和27年...二輪自動車の車両番号標制度開始

昭和47年...検査対象軽自動車の車両番号標制度開始

平成6年...前面の自動車登録番号標の表示義務を追加

平成11年...登録自動車の希望番号制度全国導入開始(一部地域では平成10年から)

平成17年...検査対象軽自動車の希望番号制度全国導入開始

平成18年...ご当地ナンバー導入開始

## 自動車登録番号標及び自動車登録番号の表示

### S26.6.1

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、第十一条第一項又は第四項の規定により取りつけた自動車登録番号標及び第十七条第四項の規定により表示した検認票を見易いようにして置かなければ、これを運行の用に供してはならない。

### S44.8.1

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、運輸大臣、第十一条第二項の政令で定める市町村の長又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者が封印の取り付けをした自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

### H6.7.4

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、運輸省令で定めるところにより、第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運輸大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

# ナンバープレートの表示に関する制度の変遷

## 車両番号標及び車両番号の表示

S27.4.8

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三條 二輪の小型自動車は、その後面の見易い位置に第六十條後段の車両番号を記載した車両番号標を表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

S44.8.1

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三條 二輪の小型自動車は、その後面の見易い位置に第六十條第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

S47.6.12

(車両番号標の表示の義務等)

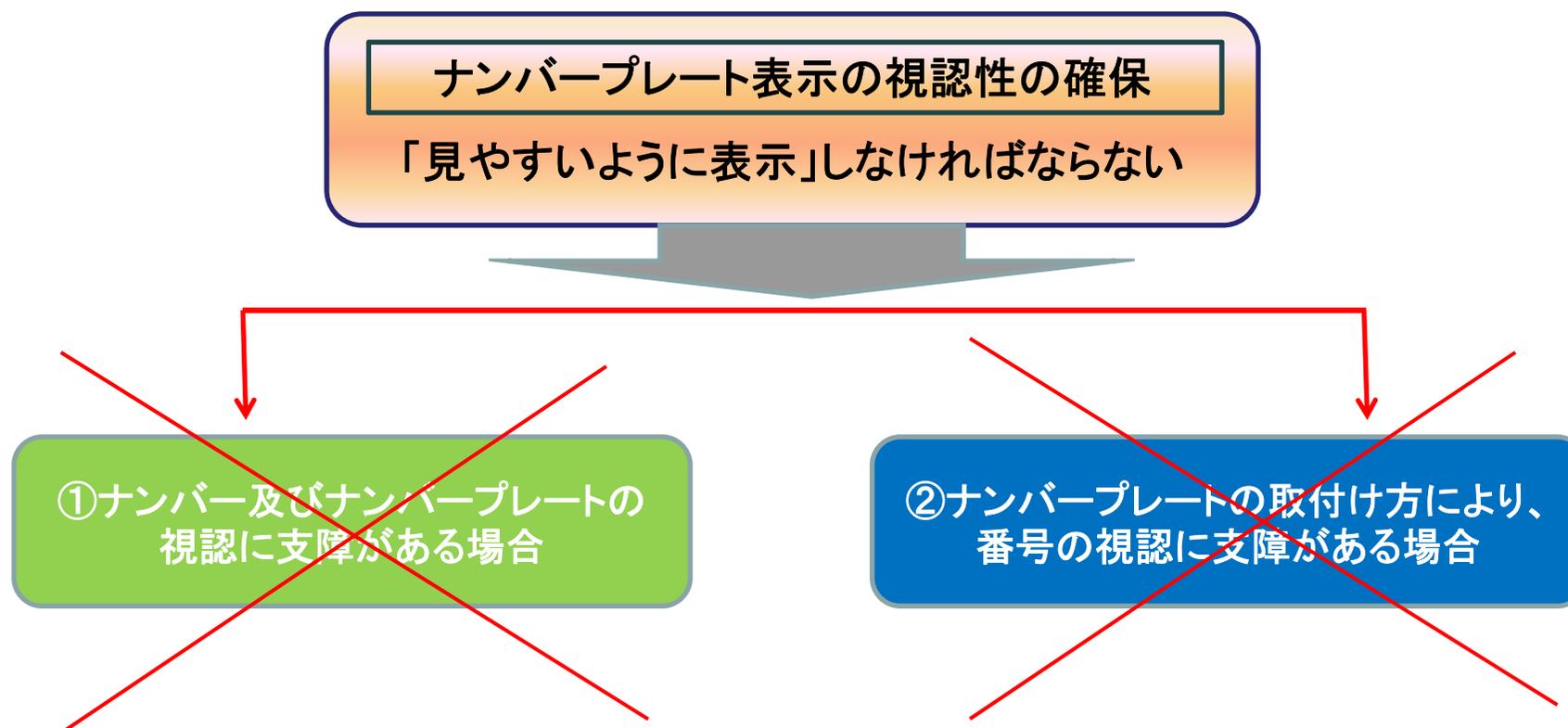
第七十三條 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、運輸省令で定める位置に第六十條第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

## 2. 現状制度について

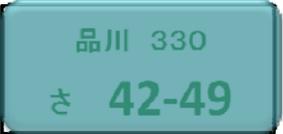
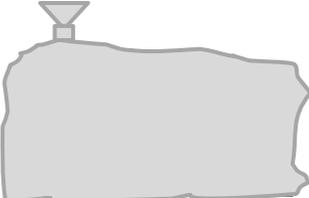
## 現行法が求める規制の内容

ナンバープレートの表示の視認性の確保にあたって、

- ①自動車登録番号(or車両番号)及び自動車登録番号標(or車両番号標)の視認に支障がある場合(②を除く)
- ②自動車登録番号標(or車両番号標)の取付の仕方によって、番号の視認に支障がある場合  
に関し対応することが必要。



# 現行法の規定に抵触する恐れのある事例

<p>見やすい表示</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">通常のナンバープレート</p>			
<p>法律上、「見やすい表示」でないと明確には整理できないもの</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>カバーの装着(薄色)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>カバーの装着(濃色)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>折り曲げ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>深い角度や奥行きでの取付</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>装飾されたフレームの装着</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>シール・スプレー等の貼付・塗布(一部)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>袋などで被覆(一部)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>見えにくい角度や位置での取付</p> </div> </div>			
<p>明らかに見にくい表示</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>カバーの装着(透過しないもの)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>シール・スプレー等の貼付・塗布(全面)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>袋などで被覆(全面)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>見えにくい角度や位置での取付</p> </div> </div>			

3.  
「ナンバープレートカバーの装着の禁止」  
及び  
「大型トラックの後部ナンバープレートの  
取付位置基準の策定」  
について

最近では、ナンバープレートの文字を直接的に隠してはいないものの、ナンバープレート  
の表示の視認性を低下させる恐れがあるものとして、**法律制定時には想定されなかったもの  
が新たに散見**されるようになってきている。

しかし、番号が透けて見える透明あるいはそれに準じるカバーが装着されている場合や  
ナンバープレートが傾いている・バンパーの陰に入っ**て見にくい**などの場合であっても、**具  
体的規定や基準がないと規定違反かどうかの判断が困難**。

ナンバープレートカバーの装着によって  
表示内容が見えにくい



ナンバープレートの取付位置・角度によって  
表示内容が見えにくい



国として、ナンバープレート表示の視認性を確保するため、  
これらの対策の検討が必要



平成20年～21年  
ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会  
(座長:杉山雅洋 早稲田大学教授)

## 「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」 検討結果

### ナンバープレートカバーに関して

#### 問題点

自動車を運行の用に供するにあたり、常にナンバープレート表示の視認性を確保するため、散見される「ナンバープレートカバーの装着」への対策の検討が必要。

#### 結論・対策

**「ナンバープレートカバーの装着」は、全面禁止が適当**

透過率約90%のカバーであっても、カバーがない状態と比べると後続車及び車外のいずれからの視認性も劣る。

カバーの装着について、パブリックコメントの回答者の過半数以上が「全面禁止」に賛成。

#### その他

平成18年に(社)全国自動車標板協議会が行った実験でも、透過率90%(クリアを含む。)のカバーの装着について、暗い中で角度をつけて見た場合に視認性が低下することなどが明らか。

また、平成19年の「国土交通行政インターネットモニター」アンケート調査において、回答者の約66%がカバーの装着の全面禁止に賛成。

## ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会 検討内容

大型貨物自動車の後部ナンバープレート  
取付位置に関して

## 問題点

大型トラックの後面ナンバープレートについて、スペース等の問題によりナンバープレートの表示に問題がある取り付け方が散見。ナンバープレート表示の視認性を確保するため、取り付け方の基準の検討が必要。

## 結論・対策

大型トラックの後面のナンバープレートの取り付けについて、検討会で定めた位置・角度の基準を満たすことが適当。

ナンバープレートの高さが1.2m以上の場合は上向き35度以内、  
1.2m以内の場合は下向き15度以内

ナンバープレートの高さが1.2m以下の場合、車両後面より300mm  
以内の取付

荷台と突入防止装置の間げきが220mm(中型は165mm)以下の場  
合、ナンバープレートは突入防止装置よりも後ろに取付

## その他

大型トラックの後面ナンバープレートの取付位置基準の設定について、パブリックコメントの回答者の約9割以上が賛成

## 平成23～24年 ナンバープレートのあり方に関する懇談会 概要

開催期間：平成23年10月～平成24年7月

開催趣旨：ナンバープレートの表示内容や形状、交付に係る手続き等、  
中長期的視点から今後のナンバープレートのあり方を幅広く検討。

当懇談会におけるナンバープレート表示の視認性に関する結論は、以下のとおり。

- ・「ナンバープレートカバーの装着は、ナンバープレートの視認性を妨げ、街頭検査時における整備不良車両の特定を困難とする等、ナンバープレートの表示を義務づける道路運送車両法の規定の趣旨を没却させるものとして、可能な限り早期の対応を図るべき。」
- ・「フレームの枠の形状によっては、表示事項の一部を覆ってしまうようなものがあり、そうしたフレーム枠の使用は、ナンバープレートの視認性を阻害している点において、カバーと同一視すべきであることから、必要な対策を講ずべき。」との方向性を提示
- ・「ナンバープレートの取付に関しては、法律上、カバーやフレーム枠の取付けに関する明確なルールがない状況となっているところ、ナンバープレートの視認性の確保の観点から具体的なルールを設けるとともに、一定の強制力を持ってその履行を担保するため、できる限り早期に法制上の必要な措置を講ずるべき」

(メンバー)

(座長)

杉山 武彦氏(一般財団法人 運輸政策研究機構 運輸政策研究所所長)

(委員)

- ・稲山 一八氏(奈良県副知事) ・大村 慎一氏(静岡県副知事) ・岡橋 葉子氏(岡橋マーケティング研究所・岡橋流通経営研究所所長)
- ・川原 英司氏(A・T カーニー株式会社パートナー) ・久米 正一氏(一般社団法人 日本自動車連盟専務理事)
- ・坂本 裕寿氏(読売新聞東京本社論説委員) ・島崎 有平氏(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会常務理事)
- ・永井 徹氏(一般社団法人 日本自動車リース協会連合会事務局長)
- ・味水 佑毅氏(高崎経済大学地域政策学部観光政策学科准教授)
- ・武藤 孝弘氏(社団法人 日本中古自動車販売協会連合会専務理事)
- ・渡辺 憲三氏(一般社団法人 日本自動車工業会 流通委員会流通企画部会 新車分科会 分科会長)

(オブザーバー)

- ・一般社団法人 全国自動車標板協議会 ・警察庁

## 4. 最近の調査等の結果

## 最近の調査等の結果

20～21年の検討会のテーマであった「ナンバープレートカバーの装着」や「大型貨物自動車のナンバープレートの不適切取付」の他、ナンバープレートの表示の視認性に関して法の規定に抵触するおそれのあるものが、今夏(7月)に行った街頭検査結果でも、新たに散見されている。

検査対象数: 4025台	乗用車(前)	乗用車(後)	貨物車(前)	貨物車(後)	二輪	合計
取付なし	2					2
上向き(概ね30度以上)取付		8		9	3	20
下向き(概ね30度以上)取付	14	1				15
左右取付	6					6
回転取付				1	1	2
隠蔽・遮蔽				1		1
ダッシュボード上置き	3					3
折り曲げ	3	1	3	1		8
可動性取付	4	3				7
カバー取付	13	11				24
シール貼付		2			1	3
フレーム取付	249	240	36	38		563
ボルトカバー取付	4	5		3	2	14

## 5. 今回の検討会の趣旨と 検討事項

# 制度改正の検討について

## 現状・課題

○ナンバープレート表示の規制については、これまで、「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」(H20～21年度実施)、「ナンバープレートのあり方に関する懇談会(※)」(H23～24年度実施)において、**ナンバープレートのカバー装着の禁止や取付位置の規制等について、一定の検討結果をとりまとめたところであり、時機を捉え制度改正を行うこととしていたもの。**

○道路運送車両法でナンバープレート及びその番号は、ナンバープレートに何もつけていない状態で視認性が確保される要件として制定当時より「見えやすいように表示しなければならない」と規定しているが、最近の調査においても、カバーの装着の他、制定時には想定されていなかった**ナンバープレート表示の視認性に関して法律の規定に抵触するおそれのある事例が散見**されている。

有識者の方々や関係業界団体の方々とともに、制度改正の方向性について検討する体制を構築

## ナンバープレート表示の視認性の確保に関する検討会

### 趣旨

○ナンバープレートの視認性を確保するため、カバー等の禁止やナンバープレートの取付位置・角度の基準の策定などの**制度の見直し**の方向性について関係者間で検討を行う。

### 開催日程

### メンバー

9月26日 第1回検討会 (見直しの方向性の提示、関係者からの意見表明)	(委員)・杉山 雅洋氏 早稲田大学名誉教授【座長】 ・岩貞 るみこ氏 モータージャーナリスト ・塚田 由紀氏 (独)交通安全環境研究所自動車安全研究領域	・(一社)日本自動車工業会 ・(一社)日本自動車車体工業会 ・日本自動車輸入組合 主席研究員
11月中 第2回検討会 (検討結果のとりまとめ)	・鳥塚 俊洋氏 (株)JAFMATE社編集長 (オブザーバー)・自動車検査独立行政法人 (事務局)・国土交通省自動車局 自動車情報課	・(一社)自動車用品小売業協会 ・(一社)全国自動車標板協議会 ・警察庁交通局交通企画課

検討結果は、交通政策審議会自動車部会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」の中間整理(11月予定)に反映させる予定

## 制度改正の検討の必要性

ナンバープレート表示の視認性を確保するため、道路運送車両法では、ナンバープレートを「見やすいように表示」することを義務づけているが、具体的基準や要件が示されていない。そのため、法の規定に抵触している恐れがありつつも、その客観的判断が困難な事例が散見される。

例：無色透明のカバーの装着の場合

ナンバー自体の判読が困難とは言えないものの、傷や劣化、光の反射、水滴の付着等によってナンバープレートの視認性が確保できていない状態にある。



現行の規定上は、ナンバープレートは「見やすいように表示する」と定めているのみであるため、当該ケースについて明確に違反とすることが困難。



「ナンバープレートカバー等の装着の禁止」を制度上明確に整理し、視認性の確保のための必要な措置を講ずることが必要。

## 平成26年(今回)の検討会の検討内容

### ナンバープレートカバー関連

### ナンバープレートの取付位置基準関連

ナンバープレートカバーの装着の全面禁止

大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置・角度の基準の決定

平成20年～21年の検討会の検討内容

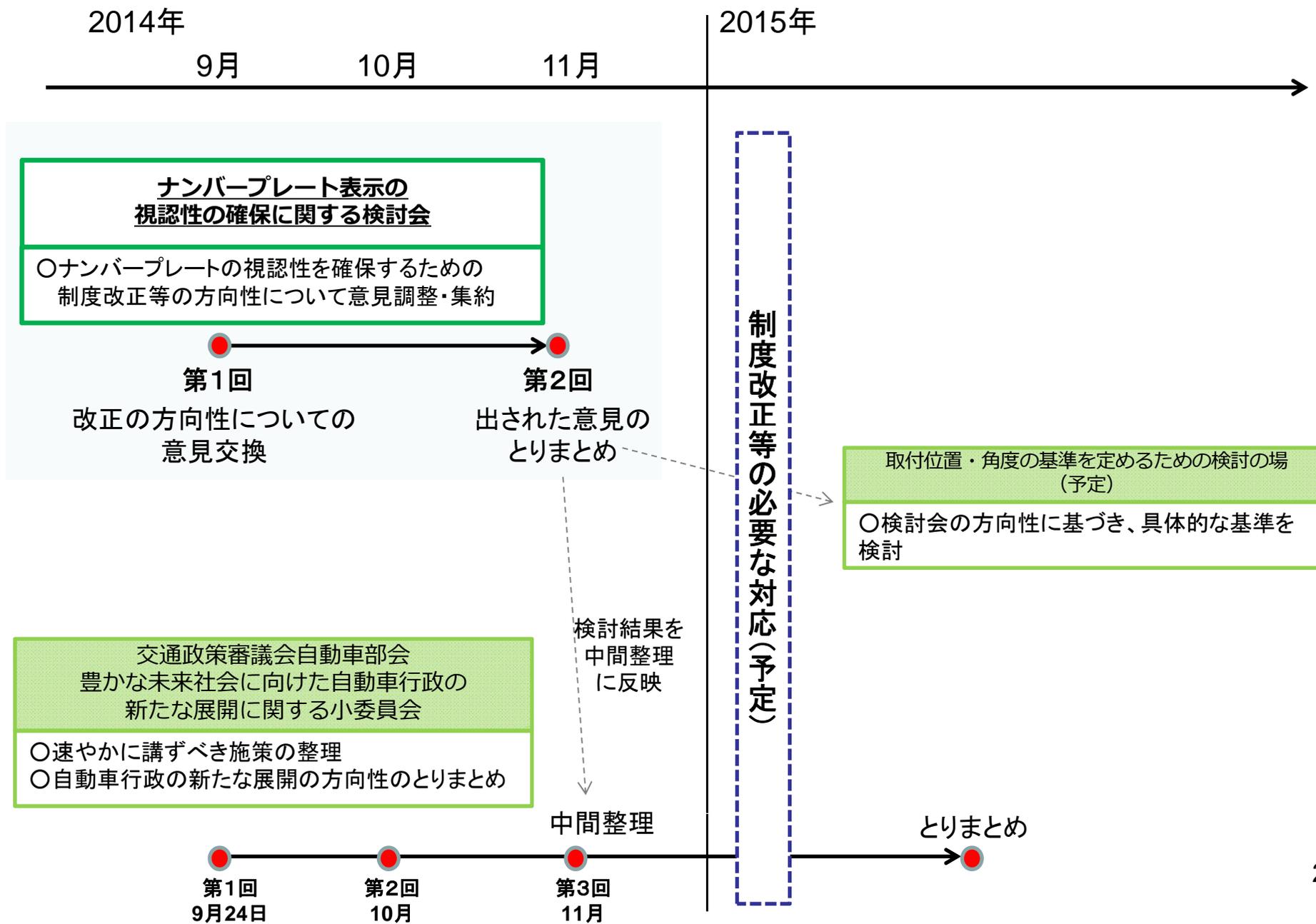
・カバー以外の被覆物(シール、一部のフレーム等)の禁止の方向性の検討

(※)平成23～24年国交省「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」においても、カバーや一部のフレームを禁止するための早急な対策を講ずべきとの方向性が打ち出されている

普通乗用車も含む、前後のナンバープレート取付位置・角度の基準策定の方向性の検討

全車種についての前後のナンバープレートの取付位置・角度の具体的数値基準の決定  
(平成27年度に取付位置・角度の基準を定める検討の場にて実施予定)

# 検討会のスケジュール(案)



## 制度改正の具体的な方向性(案)

ナンバープレート表示の視認性を確保するために行う制度改正の具体的な方向性について、例えば以下のような案とすることについてどのように考えるか。

措置の分類	事項
禁止 (一部を除く)	ナンバープレートカバーの装着及びシール、ナンバープレートフレーム、ボルトカバー(ボルトキャップ)等の貼付・取付
規定の明確化	ナンバープレートの「車室の外側」への「确实」な取付
基準の策定	ナンバープレートの取付位置・角度等(※)

(※) 具体的数値基準については、制度改正後、取付位置・角度の基準を定めるための検討の場において検討する予定